

第 1 回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見

平成 27 年 5 月 21 日

福井県知事 西川 一誠

公務により会議に出席できないため、次のとおり意見を提出いたします。

- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から 4 年余りが経過しましたが、今なお、避難を余儀なくされている国民が多数いることを重く受け止める必要があります。事態の収束・廃止措置の早期完了に向け、国が責任をもって取り組むとともに、避難されている方だけでなく、風評被害や営業損害など被害を受けた方々に対する損害賠償に万全を期すことが何より重要です。
- ・ 原子力発電の重要性・必要性に対する国民理解は未だ十分とは言えず、国が国民に対ししっかりと説明・説得し、広く国民の理解を得ることが必要です。
その上で、「原子力損害賠償制度」の見直しに当たっては、被害者の救済・保護の観点から、国策として原子力を推進してきた国が最終的に全責任をもつ仕組みとすることが必要と考えます。